

- 「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」（令和3年3月30日障発 0330 第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	別紙 様式 2-1 (改正後)	(Ⅱ) 生産活動 ④ 前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上 <u>でない</u>	(Ⅱ) 生産活動 ④ 前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上